# 検査センターのお仕事 密着シリーズ⑩ ~水道法の毎月検査項目~

水道事業者等は、水道法施行規則第15条により毎月実施しなければならない水質検査項目が規定 されています。今回は、その毎月の検査項目について詳しく説明します。

水道法の毎月検査項目には次の9項目があります。

- 1. 一般細菌
- 2. 大腸菌
- 3. 塩化物イオン
- 4. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
- 5. pH值
- 6. 味
- 7. 臭気
- 8. 色度
- 9. 濁度



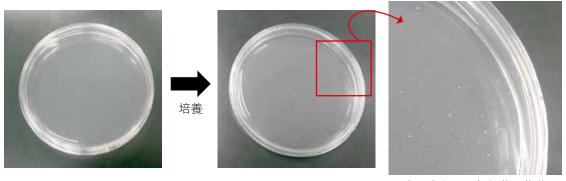
この3種類の容器から9項目を検査します

#### 1. 一般細菌

一般細菌とは特定の細菌ではなく、標準寒天培地を用いて36±1°Cで24±2時間という条件下で 培養した時に集落を形成する細菌の総称です。病原菌と直接の関連はありませんが、多数検出される ときは微生物学的汚染の指標となります。

<検査方法>標準寒天培地で36±1℃で24±2時間培養

<基準値>100cfu/mL以下



白い点々が一般細菌の集落

#### 2. 大腸菌

大腸菌はヒトの腸管内の常在菌であり、水の汚染指標として有効です。

<検査方法>特定酵素基質培地で36±1°Cで24±2時間培養し、波長366nmの紫外線照射により発 光すれば大腸菌陽性

<基準値>検出されないこと



培養







大腸菌検出

## 3. 塩化物イオン

水中には多少、塩化物イオンが含まれており、多くは 地質に由来するものです。海岸地帯では海水の影響を受 け濃度が高いことがあります。また、生活排水、工場排 水、畜産排水等の混入によって増加します。

く検査方法>イオンクロマトグラフ法

<基準値>200mg/L以下



イオンクロマトグラフ

## 4. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)

TOCとは水中の有機化合物に含まれる炭素の量のこ とで、有機物の指標として用いられます。

<検査方法>全有機炭素測定法

<基準値>3 mg/L以下



TOC計

#### 5. pH値

pH値は汚染等による水質変化の指標となります。

- <検査方法>ガラス電極法
- <基準値>5.8以上8.6以下

#### 6. 味

水の味は、地質または海水・鉱山廃水・工場廃水・下水の混入及びプランクトンの繁殖のほか、凝 集処理の不良、配管の腐食により異常をきたします。

無機質を多く含むと不快味を与え、鉄、銅、亜鉛、マンガン等は金気味、渋味を与えます。また、 有機物を多く含む場合は臭気を伴うことがあります。

<検査方法>官能法(検水を40~50度に温め、異常がないか口に含む)

<基準値>異常でないこと

異常時の例:塩味、苦味、渋味、甘味、酸味等

## 7. 臭気

水の臭気は、藻類、鉄細菌、放線菌等生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などのほか、水の 塩素処理に起因します。また、給水栓水では送・配・給水管の内面塗装剤等に由来することもあります。 <検査方法>官能法(検水を40~50度に温め、異常がないか臭う)

<基準値>異常でないこと

異常時の例:ちゅうかい臭(台所屑を集めたときに感じる臭い) 硫化水素臭(卵の腐ったような臭い) 藻臭(藻の腐ったような臭い)等

#### 8. 色度

色度とは、水中に含まれる物質が呈する類黄色ないし黄褐 色の強さです。

<検査方法>透過光測定法

<基準値>5度以下

#### 9. 濁度

濁度とは、水の濁りの程度を示すものです。

<検査方法>積分球式光電光度法

<基準値>2度以下



pH色濁計

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水道基準に関する省令」で規定する水質基準に適合す ることが必要です。水質基準として、シアン、水銀などを含む51項目が設定されており、毎月検査 項目はこの中から選定されています。この毎月検査項目は当検査センターでは年間約9,000件を実施 しています。また、この9項目は学校保健法にも適用され、当センターでは年間約1,000件の検査を 行っています。